

統合型リゾート施設（IR）の整備に向けた取り組みの断念について



本市は、牧之原市IR誘致促進委員会からの提案を受け、2019年1月に「統合型リゾート施設（IR）の整備を前向きに検討する」方針を表明し、国の区域整備計画の認定申請についての検討を進めてきましたが、このたび、整備に向けた取り組みを断念することとしましたので、お知らせします。

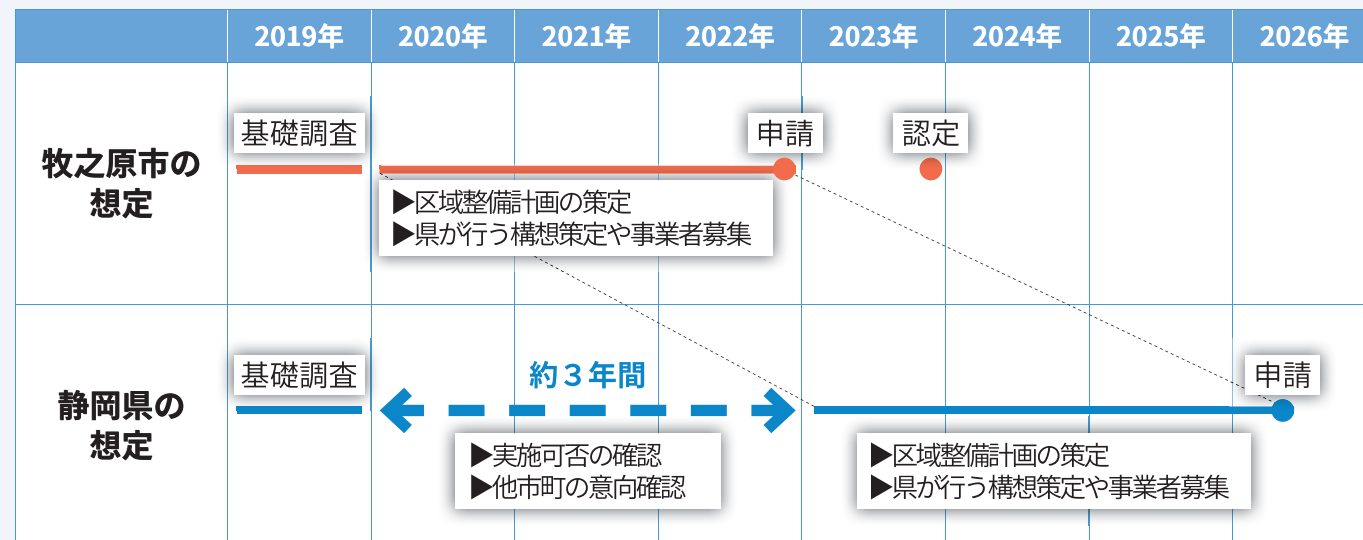
問い合わせ 秘書政策課 本間 ☎230052

静岡県の申請意思の確認をしたところ、県の考えは以下の通りでした。

- 牧之原市が市民のコンセンサス（合意）を得た時点で、県としての検討を始める。
- 県の検討は、まず静岡県にIRが適するかどうかの調査を行い、適するとの結果が出れば、具体的に進めるための手順に入る。
- このため、市が示したスケジュールで進められるとはいえ、第1期の認定に間に合わせることは難しいと認識している。

静岡県としては、**第1期の申請は難しい**との見解

市と県の考えるスケジュールの違い



県の考えを受けた市の方針

- ▶目標とする第1期の国の認定に間に合う可能性があることを前提条件として、本市はIR整備を前向きに検討してきた。
- ▶検討を前に進めるためには、申請者である県と連携して取り組む必要がある。このため市では、IRを専門とする監査法人からの情報収集に基づき、国のスケジュールを想定し、申請者である県との協議を行ったが、県とは取り組みに関するスケジュールに約3年間の相違がある。
- ▶県との協議結果を検討した結果、第1期の国の認定には間に合わないものと判断した。
- ▶第2期の認定は、現時点では実施そのものが不確定である。
- ▶市費による基礎調査の実施は見合わせ、整備に向けた取り組みは断念する。

今後について
IRの整備の検討を通じて、本市の立地環境、陸海空の交通インフラを持つ交流拠点としての利便性、大規模な開発候補地の存在などを全国に示すことができました。大寄地区（今回の開発候補地）については、このような優位性を幅広く情報発信し、さまざまな開発や企業誘致の可能性に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えています。また、IRという選択肢は今も断念しますが、総合計画に基づく取り組みを着実に進めるとともに、本市が抱える人口減少や若者の流出、沿岸部の活力低下などの課題解決に向けた取り組みのさらなる充実を図っていきます。

第2期の認定への取り組み
第2期の認定は、第1期の認定から7年経過後に国が実施を検討するものであり、実施そのものが不確定です。第2期の認定に向けた本市の取り組みについては、申請主体となる静岡県の主体的な取り組みが得られるなどの条件が明確でない中、現時点で明言できる状況にないと考えています。

統合型リゾート施設（IR）とは

- 国際会議場や展示施設、宿泊施設、日本の観光の魅力増進施設、カジノ施設などが一体的に整備される施設。
- 区域整備計画の認定は、国が示す基本方針（9月4日～10月3日に国がパブリックコメント実施）に基づき国が行う。
- 都道府県または政令市は、民間事業者と共同して、区域整備計画の申請を行うことができる。→本市においてIR整備を国に申請しようとする場合、静岡県が申請者となる。
- 県が区域整備計画の申請をする時には、県議会の議決と立地市町村の同意が必要。
- 認定する区域整備計画の数の上限は3件。

【その他の状況】

- 認定までのスケジュールは現状では公表されていないが、2020年代半ば（2026年ごろ）のIR開業に向け、2023年ごろに区域整備計画の申請の受付があると予測される。
- 国が行った意向調査では、北海道、千葉市、東京都、横浜市、名古屋市、大阪府・市、長崎県、和歌山県の8地域が誘致を表明している。

本市の検討の経過

時期	内容
2018年11月	牧之原市IR誘致促進委員会から市への提案
2019年1月	市定例記者懇談会で「市として前向きに検討する」ことを表明
2月	大寄地区との協議、大寄地区から同意書の提出
3月	市議会への説明
3～4月	市民向け説明会の開催（史料館、榛原文化センター）
4～5月	「牧之原みんなのくらしを学ぶ会」から市へ公開質問状の提出、公開質問状への回答
3～6月	静岡県に対して申請意思の確認など
8月16日	断念を表明

県の考え方を確認
これまで、市では市民向け説明会などを実施してきましたが、IRにはメリットとデメリットのそれぞれがあるため、利用者数や経済効果、デメリットへの対策などを具体的に示さなければ、検討が進みません。

市では、専門業者による基礎調査を実施し、検討を前に進めることを考えましたが、国への区域整備計画申請につながるためには、申請者となる静岡県との連携が不可欠であるため、本年3月から6月にかけて、静岡県に対して申請意思や整備に関する考え方の確認をしました。